

緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム (SPEEDI) を活用した試算結果に SPEEDI 計算結果の公表に係る基本方針 (文部科学省作成) 及びその策定の経緯を掲載

SPEEDI 計算結果の公表に係る基本方針

「単体量放出」及び「確度の高い放出源情報が得られた場合のシミュレーション結果」については、すでに公開することとされ、原子力安全委員会の HP において公表されている。

これに加え、今回残りの計算結果についても全て公表することとされたことを踏まえ、その公開に係る取り扱いについて以下の通り基本的な方針を示す。

1. 説明責任を果たすため、原則として、計算条件を設定した機関が公表する。
2. 計算条件を設定した機関が明らかでない場合は、(財)原子力安全技術センターのオペレーターが計算の依頼を受けた、または所在していた機関が責任を持って公表する。
3. 現地対策本部の行った計算結果については、政府対策本部において、責任を持って公表する。
4. 時期は可能な限り早期に公表されるよう努める。

「SPEEDI 計算結果の公表に係る基本方針」の策定の経緯について

平成 24 年 4 月 3 日
原子力安全委員会事務局

「SPEEDI 計算結果の公表に係る基本方針」を公表するにあたって、同資料に作成者名の記載が無いため、作成までの経緯を、以下のとおりにまとめました。

○平成 23 年 5 月 2 日(月) 0 時 16 分に、文部科学省から原子力安全委員会事務局に対して、SPEEDI 計算結果の公表に係る基本方針について意見照会があった。(資料 1)

(資料 1)

5 月 2 日 0 時 16 分送付
文部科学省 原子力安全委員会事務局

SPEEDI 計算結果の公表に係る基本方針

「単体量放出」及び「確度の高い放出源情報が得られた場合のシミュレーション結果」については、すでに公開することとされ、原子力安全委員会の HP において公表されている。

これに加え、今回残りの計算結果についても全て公表することとされたことを踏まえ、その公開に係る取り扱いについて以下の通り基本的な方針を示す。

1. 説明責任を果たすため、原則として、計算条件を指示した機関が公表する。
2. 計算条件の指示者が明らかでない場合は、計算指示が出された端末を管理している機関が責任を持って公表する。
3. 現地対策本部の行った計算結果については、政府対策本部において、責任を持って公表する。
4. 時期は可能な限り早期に公表されるよう努める。

。平成 23 年 5 月 2 日(月) 10 時 00 分に、原子力安全委員会事務局から文部科学省に対して、計算を依頼した機関が明らかでない場合の公表責任について、修正意見を送付した。(資料 2)

(資料 2)

5 月 2 日 10 時 00 分送付
原子力安全委員会事務局 文部科学省

(省略)

1. 説明責任を果たすため、原則として、計算を依頼条件を指示した機関が公表する。
2. 計算を依頼した機関条件の指示者が明らかでない場合は、文部科学省計算指示が出された端末を管理している機関が責任を持って公表する。
3. 現地対策本部の行った計算結果については、政府対策本部において、責任を持って公表する。
4. 時期は可能な限り早期に公表されるよう努める。

。平成 23 年 5 月 2 日(月) 11 時 03 分に、文部科学省から原子力安全委員会事務局に対して、計算の依頼を行った機関が不明という状況は発生しないため、これに係る修正意見は受け入れられないとする回答があった。

(資料 3)

(資料 3)

5 月 2 日 11 時 03 分送付
文部科学省 原子力安全委員会事務局

(省略)

1. 説明責任を果たすため、原則として、計算条件を設定依頼した機関が公表する。
2. 計算条件を設定依頼した機関が明らかでない場合は、(財)原子力安全技術センターのオペレーターに対して計算の依頼を行った機関文部科学省が責任を持って公表する。
3. 現地対策本部の行った計算結果については、政府対策本部において、責任を持って公表する。
4. 時期は可能な限り早期に公表されるよう努める。

。平成 23 年 5 月 2 日(月) 11 時 50 分に、原子力安全委員会事務局から文部科学省に対して、SPEEDI の計算を依頼した機関が明らかでない場合は、(財)原子力安全技術センターとの委託契約を結んでいる文部科学省が責任を持って公表するべきであるとの意見を再度送付した。(資料 4)

(資料 4)

5 月 2 日 11 時 50 分送付
原子力安全委員会事務局 文部科学省

(省略)

1. 説明責任を果たすため、原則として、計算条件を設定した機関が公表する。
2. 計算条件を依頼設定した機関が明らかでない場合は、(財)原子力安全技術センターとの委託契約を結んでいる文部科学省のオペレーターに対して計算の依頼を行った機関が責任を持って公表する。
3. 現地対策本部の行った計算結果については、政府対策本部において、責任を持って公表する。
4. 時期は可能な限り早期に公表されるよう努める。

。平成 23 年 5 月 2 日(月) 12 時 17 分に、文部科学省から原子力安全委員会事務局に対して、原子力安全委員会からの指摘には理由が無く、意見は受け入れられないとする回答があった。(資料 5)

(資料 5)

5 月 2 日 12 時 17 分送付
文部科学省 原子力安全委員会事務局

(省略)

1. 説明責任を果たすため、原則として、計算条件を設定依頼した機関が公表する。
2. 計算条件を設定依頼した機関が明らかでない場合は、(財)原子力安全技術センターのオペレーターが計算の依頼を受けた、または所在していた機関文部科学省が責任を持って公表する。
3. 現地対策本部の行った計算結果については、政府対策本部において、責任を持って公表する。
4. 時期は可能な限り早期に公表されるよう努める。

- その後、原子力安全委員会事務局から文部科学省に対して、
 - ・ 原子力安全委員会に SPEEDI に係る管理責任が一元化された事実はなく、管理責任は文部科学省が有することに変更はないこと
 - ・ 原子力安全委員会の説明責任の範囲は、原子力安全委員会として条件設定を行ったもののみであること
 - ・ そのため、計算を依頼した機関が明らかでない場合は、文部科学省が責任を持って公表するべきであることを数回にわたり伝えた。
- これに対し、文部科学省から原子力安全委員会事務局に対しては、
 - ・ 条件を設定した機関が不明であるという状況は、原子力安全技術センターのオペレーターに計算を依頼する者、すなわち所在していた機関の者が誰からの依頼かを明確にしていなかったことに起因するため、その責任は文部科学省では負えない。との回答が数回繰り返された。
- 平成 23 年 5 月 2 日(月) 14 時 41 分に、文部科学省から原子力安全委員会事務局に対して、資料 5 と同じ文面で資料を確定した旨の連絡があった。
- その後、原子力安全委員会としても、文部科学省が作成した「SPEEDI 計算結果の公表に係る基本方針」に従って、原子力安全委員会が計算条件を設定した SPEEDI の計算結果については、原子力安全委員会のホームページに掲載することとしており、その他の各機関においても同様に、本方針に沿って各々のホームページにて公表されているものと認識している。

なお、「単位量放出」については、平成 23 年 4 月 26 日以降、原子力安全委員会のホームページにおいて公開を行っていたが、平成 23 年 5 月 27 日以降、文部科学省のホームページに切替えを行い、平成 23 年 8 月 31 日をもって、「単位量放出」の全ての計算結果は、原子力安全委員会のホームページに掲載されていた計算結果も含め、本来の公表主体である文部科学省のホームページにおいて、一元化して公表されている。